

附帯工作物調査算定要領(抄)(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(図面) 第5条 (略) 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一～六 (略) 七 配置図は、建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号)別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。 八～十 (略) 3 (略)</p> | <p>(図面) 第5条 (略) 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。 一～六 (略) 七 配置図は、建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号)別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準(別表)又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。 八～十 (略) 3 (略)</p> |